

平成27年度介護保険事業
特別会計補正予算(第2号)

《債務負担行為の補正》

議員 高齢者相談センターは、高齢者の日常生活を地域で支

援するため介護・福祉・健康・医療などさまざまな面

から総合的に支える役割を担っ

ています。地域で高齢者を支

えていくためには、センター

機能を強化することが求めら

れますが、基幹的な役割を担



高齢者相談センターを設置する

市町村にあつては、センター

共通事業の企画立案、セン

ター間の相互調整、他セン

ターの後方支援などの業務を

行うものと厚生労働省から示

されております。

地域包括ケアシステムの構

築に向けて、中核組織となる

高齢者相談センターの役割は

ますます重要となつてい

ます。市の高齢者支援計画

においても、体制の充実や機

能強化を目指し、基幹型高齢

知症初期集中支援チームを設

置することが大きな課題で

す。この2点の今後の予定に

ついてお伺いします。

福祉部長 認知症地域支援推

進員とは、医療機関、介護

サービス及び地域の支援機

関との連携を図るための支援

や、相談業務等を行う職

です。国が認知症施策の基本

方針を示した、いわゆる新オ

レンジプランでは、平成30年

度から全ての市町村への配置

を目標としております。本市



高齢者相談センター（地域包括支援センター）

名称	担当地域
加須中央高齢者相談センター	不動岡・三俣・礼羽 樋遣川・志多見・大越
愛の泉高齢者相談センター	加須・水深・大桑
騎西高齢者相談センター	騎西地域
北川辺高齢者相談センター	北川辺地域
大利根高齢者相談センター	大利根地域



成26年度、平成27年度の2カ
年で推進員を養成し、その後
配置する予定です。今後も計
画的に養成してまいります。

次には、認知症初期集中支援
チームとは、認知症の方やそ
の家族に対して早期にかかわ
り、早期診断、早期対応を支
援するための体制のことで
す。いわゆる新オレンジプラ

ンでは、認知症地域支援推
進員と同様に平成30年度から全
ての市町村への設置を目標と
してまいります。本市では、医
療面の観点から医師会と連携
しながら研究しているところ
であり、目標とする平成30年
4月までの設置に向けて、引